令　和　５　年　度

津　山　市　農　業　委　員　会

（１２月定例会議事録）

令和５年１２月４日（金）１４時００分～
津山市役所　本庁舎２階　大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数１９名

出　席　委　員（１９名）

１．長森　健樹	２．井家上　淑子	３．山下　英男	４．齊藤　主税
５．土井　京三	６．尾島　宏明	７．甲田　勉	８．坂本　弘治
９．太田　裕恭	10．吉野　夏己	11．藤木　祥史	12．髙畑　亨
13．植本　幸男	14．高山　武仁	15．仁木　紹祐	16．児玉　伸正
17．大峪　毅	18．林田　繁隆	19．寺谷　政史	

欠　席　委　員（　０名）

事　　務　　局（　８名）

尾埆　局長　　大田　次長　　定兼　主任　　上谷　主任　　北原　主任
小田　主任　　亀澤　主任　　大内　主事

議　　事

議案第　６４号　農地法第３条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第　６５号　農地法第４条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第　６６号　農地法第５条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第　６７号　農地転用事業計画変更承認について（市長処分）

議案第　６８号　非農地証明願承認について

議案第　６９号　耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第　７０号　農用地利用集積計画の承認について

議案第　７１号　農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）

報告第　１０号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

その他

議　事　録

別　紙　の　通　り

（１４：００～）

尾　垰　局　長　　定刻が参りましたので、令和５年１２月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員１９名中１９名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第６条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長　森　会　長　　皆様大変ご苦労様です。

今年１年皆様にご協力いただきまして、農業委員会の運営ができましたこと、改めましてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

農業委員は特別職の公務員であることから、年末年始にかけて金銭の授受等、疑念を持たれるような行為は厳に慎むようにお願いしたいと思います。

先月の農政審議会にて土地改良区から非農地関係の同意書について意見がありました。内容としては、法務局において地目を変更した後の地目変更の可否について、土地改良区へ報告を行うように徹底していただきたいという内容になります。つきましては、非農地申請時に土地改良区に属している申請地については、土地改良区への案内等していただいているところですが、非農地許可後、法務局での地目変更登記後に、再度土地改良区へ報告するように説明を徹底するよう、よろしくお願いできたらと思います。

先月２９日、３０日に農業者年金セミナー研修と代表者会議の集会が東京であり、出席しましたので内容を報告します。年金セミナーについてですが、例年通り加入促進をお願いしますという内容でした。農業者年金の掛け金を捻出できる農家が市内に何人いるのか、という問題もあると思います。農業者年金への加入促進も大事なことですが、農業者の所得向上についてお願いをしてきました。代表者会議についてですが、令和６年度の予算確保について説明がありました。また、営農型太陽光についての法整備について、悪質な転用業者についての罰則規定、地域計画の策定に要する経費の予算化の要望等を行ってきました。

以上となります。本日も円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

先程開催された運営委員会の報告を尾島運営委員長よろしくお願いします。

尾　島　委　員　　先ほど開催されました第９回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長　森　会　長　　ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。１３番植本委員、１４番高山委員よろしくお願いします。

それでは、議案第６４号農地法第３条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　　それでは、議案第６４号の説明をいたします。

今回、津山地区から６件、加茂地区から１件、久米地区から４件、合計１１件の申請です。議案書のページで申しますと、１ページから３ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

１－１についてですが、滋賀県大津市の７５歳の男性から、三浦の５４歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして１－２と１－３の２件についてですが、譲渡人が同一のため一括して説明します。小原の６４歳の男性から、１－２の譲受人は小桁の７２歳無職の男性、１－３の譲受人は小桁の７３歳農業の男性、以上の譲受人への増反による所有権移転です。

続きまして１－４についてですが、久米郡美咲町に本店を置く合同会社から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして１－５についてですが、西吉田の５２歳の男性から、西吉田の５

６歳医師の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、委員より問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして１－６についてですが、横山の７３歳の女性から、東田辺の６７歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請６件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）　続きまして、加茂地区の説明をいたします。

２－１についてですが、院庄の５４歳の女性から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請１件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（久米）　続きまして、久米地区の説明をいたします。

５－１についてですが、中北下の７０歳の男性から、戸脇の３７歳建設業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして５－２についてですが、南方中の８８歳の男性から、同じく南方中の８５歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして５－３についてですが、久米郡美咲町に本店を置く合同会社から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への、増反による所有権移転です。

続きまして５－４についてですが、東一宮の５８歳の女性から、桑下の７７歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請４件は、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第６４号の説明は以上です。

長森会長　ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

高山委員　１４番高山です。

１－１についてですが、申請地と譲受人の農地の管理状況を推進委員と確認しましたところ、いずれも適正に管理及び耕作をされておられましたので、問題ないと思います。

坂本委員　８番坂本です。

１－２及び１－３についてですが、譲受人の農地について適正に管理されていることを確認しましたので、特に問題ないと思います。

井家上委員　２番井家上です。

１－４についてですが、譲渡人が２年程前に取得した農地で、耕作ができるように管理をされていました。この度、譲受人に渡されるとのことです。

１－５についてですが、新規就農ということで、当初は耕耘機と草刈機で農地管理を行い、菜の花を植えて地力を付けた後に稲作をしてみたいという計画内容でした。特に問題ないと思います。

仁木委員　１５番仁木です。

１－６についてですが、申請地は譲受人のご自宅側の農地であり、今後農地の保全をされるということで問題ありません。

児玉委員　１６番児玉です。

２－１についてですが、現地を確認しましたが、現在も耕作をされている農地であり、特に問題ないと思います。

植　本　委　員　１３番植本です。
５－１についてですが、譲受人は所有農地を適正に耕作されており、問題ないと思います。
５－２についてですが、推進委員からも問題ない旨を伺っております。

大　峪　委　員　１７番大峪です。
５－３についてですが、事務局の説明のとおりで、一部に雑草がありましたが、綺麗に管理されているとのことで問題ないと思います。

太　田　委　員　９番太田です。
５－４についてですが、狭小地ではありますが野菜を作付されており、所有農地についても適正に管理されております。

長　森　会　長　ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
それでは次に議案第６５号農地法第４条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　議案第６５号の説明をいたします。
今回、津山地区から２件、久米地区から１件の合計３件の申請です。議案書のページは４ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
１－１番及び１－２番は所有者が同じであるため一括して説明致します。
１－１番・下高倉東の宅地、202㎡、及び１－２番・下高倉東の雑種地、1,087㎡のいずれも追認案件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であることから、第１種と判断しています。転用目的は、１－１番は農業用倉庫、１－２番は造園施設です。転用事業者は、下高倉東にお住いの男性です。転用事業者は農地法を良く理解していなかったため、適切な手続きを経ず、１－１番は農業用倉庫及び作業場、１－２番は造園施設として利用していたもので、その是正のために申請をするものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂の流出する恐れは少ないと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。近平用水土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第１種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。
津山地区の説明は以上です。

事務局（久米）　続きまして、久米地区の説明をいたします。
５－１・宮尾の雑種地、237 ㎡の追認案件についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、宮尾にお住いの男性です。申請者が経営する建築会社の、既存の建設機械置場が手狭となってきたため、申請地を露天駐車場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、建築ブロックを設置し、雨水排水については、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。藤ヶ瀬水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。ほかに代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。
議案第６５号の説明は以上です。

長　森　会　長　ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

高　山　委　員　１４番高山です。
１－１及び１－２についてですが、事務局の説明のとおり追認案件ということ

で、特に問題ないと思います。

大　峪　委　員　　１７番大峪です。

５－１についてですが、事務局の説明のとおり追認案件ということで、特に問題ないと思います。

長　森　会　長　　ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして議案第６６号農地法第５条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　　議案の説明の前に、取り下げが１件ありましたので、ご連絡いたします。

議案書６ページ、申請番号１－４番についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します、議案書６ページ、申請番号１－４番についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、議案第６６号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転７件の申請です。議案書のページは５ページから７ページです。

１－１番・小田中の畑、762㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は、岡山県岡山市に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－２番・高野山西の田、391㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、集団的に存在している農地の区域内の農地であることから、第１種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約５ｍの居宅１棟で、建ぺい率は３０％です。転用事業者は、岡山県久米郡久米南町にお住いの女性です。現在アパートに住んでおりますが、両親の老後の世話や農業を引き継ぐ予定であるため、父親から土地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり境界部分には、法面を設ける計画になっております。雨水については既存の排水路に排水し、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

第１種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

１－３番・押入の田、2,135㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.2ｍの建売住宅８棟及び道路で、全体の建ぺい率は28.2％です。転用事業者は、川崎に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを施工し、雨水については、敷地内に側溝を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－５番・河面の田、1,052㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第１

種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.2ｍの建売住宅３棟及び道路で、全体の建ぺい率は26.9％です。転用事業者は、小田中に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを施工し、雨水については、敷地内に側溝を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－６番・国分寺の田、394㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.3ｍの居宅１棟で、建ぺい率は23.5％です。転用事業者は、河辺にお住いの男性です。現在県営住宅に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を買い受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり境界部分には、南側に法面を設ける計画になっており、その他は既存の擁壁や水路があります。雨水については既存の水路に排水し、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－７番・東一宮の田、1,480㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は、分譲宅地７区画です。転用事業者は東京都江東区に本店を置く資本金の額4,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり境界付近は、盛土法面又は、Ｌ型擁壁を設ける計画になっています。雨水については、申請地内に側溝を設け、既存の水路に接続し排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第６６号の説明は以上です。

長　森　会　長　ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。

寺　谷　委　員　１９番寺谷です。

１－１についてですが、造成を行わず活用されることと、近隣の農地及び宅地には悪影響がないことを確認し判断しております。

甲　田　委　員　７番甲田です。

１－２についてですが、予定建物は平屋建ての一般住宅で近傍農地への悪影響はないと考えます。

１－３についてですが、近傍農地への悪影響を及ぼさないように留意するとしており問題ないと考えます。

井　家　上　委　員　２番井家上です。

１－５についてですが、推進委員と現地確認を行いました。当該農地以外、周辺は住宅地となっております。特に問題ないと思います。

坂　本　委　員　８番坂本です。

１－６についてですが、事務局の説明のとおりで、現地を確認しましたが特に問題ありませんでした。

仁　木　委　員　１５番仁木です。

１－７についてですが、作州街道南側の住宅地であり、第３種農地ということでもあり問題ありません。

長　森　会　長　事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊　ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊　ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続いて議案第６７号農地転用事業計画変更承認について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　それでは、議案第６７号の説明をいたします。

今回、津山地区から１件の申請です。議案書のページで申しますと８ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

１－１番・日上の雑種地、961㎡の件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であることから、第１種と判断しています。申請地において、転用事業者が事務所を建設するため、平成２６年３月５日付けで農地法第５条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転をしましたが、事業の経営状況や、新型コロナウィルス感染症などの影響により事務所の建設計画を廃止せざるを得なくなり、事業完了が困難となったこと、また、近隣で農業を営んでいる方が経営の拡大を考えており、申請地の取得の申出もあることから、申請地を個人に所有権移転し畑として利用するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。変更にあたり、境界部分については、水路及びコンクリートブロック等が設置してあり、雨水については、自然浸透及び既存水路に排水しているなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。なお、この変更が承認されましたら、農地法第３条の申請が提出される予定になっております。

議案第６７号の説明は以上です。

長　森　会　長　ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。

坂　本　委　員　平成２６年に転用許可後、約５年程度現場が動いておらず、一度転用事業者に対して転用の実施状況について勧告を出しておりましたが、ようやく方向性も出されて、農地に戻すという内容となりました。約１０年棚上げになっていた問題に決着がついたということで報告いたします。内容については事務局の説明のとおりとなります。

長　森　会　長　事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊　ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊　ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続いて議案第６８号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。

齊　藤　委　員　４番齊藤です。

４－１についてですが、昭和５０年頃に父親から農地を譲り受け、その後農地法を理解されずに昭和５６年頃に居宅を建ててしまい、是正のため申請されました。

長　森　会　長　筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。

＊　ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊　ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第６９号耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、１－１を除いて筆頭者から説明をお願いします。

坂　本　委　員　８番坂本です。

１－２及び１－３、１－４についてですが、農地は同じ場所にあるため一括して

説明します。元々、谷になる場所に農地がありましたが、道路が新設されて、余計に水が溜まるような状況になってしまい、平成３０年の大災害や豪雨災害の影響もあり、少しでも雨が降ると浸かってしまうような場所になります。そのため、２０年近く耕作できない状況でした。現地も確認しましたが、大きな木も生えてしまっており、農地に戻すことは不可能だと判断しております。

長　森　会　長　ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。

それでは次に申請番号１－１について審議します。

～寺谷委員退席～

長　森　会　長　筆頭者から説明をお願いします。

長　森　会　長　１－１についてですが、寺谷委員に代わって説明します。農道が無い囲まれた農地ということもあり、原野化している状態です。やむを得ないと判断しております。

長　森　会　長　只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第７０号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　議案第７０号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。

議案書のページは、１１ページから１７ページです。１１ページ、１２ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区２０筆、阿波地区２筆、勝北地区２１筆、久米地区１７筆の合計６０筆、所有権移転によるものが勝北地区３筆です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第７０号の説明は以上です。

長　森　会　長　議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第７１号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権取得及び配分）について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　議案第７１号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分)、を説明いたします。

議案書のページは、１８ページから１９ページです。１８ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区６筆、久米地区３筆の合計９筆です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第７１号の説明は以上です。

長　森　会　長　議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊	ありません。
長　森　会　長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、報告第１０号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事　務　局	報告第１０号について説明します。議案書のページは２０ページから２５ページです。今回は、相続によるものが１０件６９筆、時効取得によるものが１件１筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。 報告第１０号の説明は以上です。
長　森　会　長	議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事　務　局	次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、１月の定例委員会ですが、令和６年１月１０日水曜日午後２時より、市役所本庁舎２階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、１月の定例委員会ですが、令和６年１月１０日水曜日午後２時より、市役所本庁舎２階大会議室で行います。運営委員会は、午後１時３０分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎４階農業委員会室に午後１時３０分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長　森　会　長	ありがとうございました。それではこれをもちまして定例会の審議を終了いたします。

（１４：４５終了）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会　長　　長 森　健 樹

署　名　委　員